

1 発生日時

令和7年11月17日（月）13時頃

2 虐待があった保育園

広島市佐伯区内の公立保育園

(1) 定員及び実在園児数（令和7年10月1日現在）

定員：125名（3歳未満児：24名、3歳以上児：101名）

実在園児数：116名（3歳未満児：30名、3歳以上児：86名）

(2) クラス数

7クラス（3歳未満児：2クラス、3歳以上児：5クラス）

(3) 保育士配置定数

20名

内訳：正規保育士：8名（園長：1名、主任保育士：2名、保育士：5名）

会計年度任用保育士 12名（8時間勤務：3名、6時間勤務：4名、4時間勤務：5名）

(4) 当日13時時点の職員の配置状況

11名（各クラスとも配置基準を満たしていた）

3 虐待を行った職員

(1) 年齢・性別

30歳代、女性

(2) 勤務形態

会計年度任用職員（6時間勤務）

4 虐待を受けたこどもの状況

(1) 人数

3名

(2) 年齢・性別

いずれも5歳児クラスの男児

(3) 心身の状況

園児1名に上腕部を強く掴まれたことによるものと思われる青あざを確認

5 虐待の内容等

(1) 発覚までの経緯

虐待を行った職員（保育士A）は普段は3歳未満児を担当しているが、当日は、5歳児クラスの担任保育士が研修に出席するため、昼休憩時間帯を含む午後から不在になることになっていたことから、園内で調整をした結果、保育士Aが5歳児クラスの保育を行うことになった。

保育士Aは、一人で保育を行っていた食事から午睡までの保育の時間中、園児3名（B、C、D）に虐待行為を行い、当日夜、保育士Aが園長に申し出て発覚した。

(2) 虐待の内容

保育士A及び被虐待児並びに他園児から聞き取りを行った結果は、以下のとおり。

ア 保育士Aの当初の証言

「3人のこめかみ付近を叩いて、腕を掴んで保育室からテラスに出した」

イ 被虐待児B 「ほっぺたを叩かれた」「C君は蹴られた」

ウ 被虐待児C 「叩かれていない。蹴られた」

エ 被虐待児D 「グーで頭をゴンされた」

オ 他園児E 「B君が叩かれてC君が蹴られるのを見た」

「D君は、座っていて布団を引っ張られてゴロンとなった（倒れた）」

カ 保育士Aの後日の証言

被虐待児Bについて

「B君がほっぺたを押さえていたので、ほっぺたを叩いたかもしれない」

被虐待児Cについて

「蹴ったかどうかは覚えていない」「他の子を見たというのなら、そうだと思う」

被虐待児Dについて

「D君の布団を引っ張ってD君が転倒した」「殴っていない」

以上の結果、保育士Aが行った「叩く」「蹴る」「布団を引っ張って転倒させる」については、当事者及び他園児の証言が概ね一致することから、身体的虐待が行われたと判断するとともに、他園児の面前でのこれらの行為については、心理的虐待が行われたと判断した。

なお、園児Dからは「グーで頭をゴンされた（殴られた）」との証言が出ているが、保育士Aとの証言に違いがあり、他の園児からの証言も得られなかったことから、事実の確認には至っていない。

6 本件事案発生の要因分析

- ・保育士Aは、3歳以上児クラスを一人で担当するには経験や知識が十分ではない中、他の職員に認められたいという思いから5歳児クラスの保育を申し出たが、慣れない環境の中でパニックを起こした。
- ・園長は、保育士Aの経験や知識の状況から、普段は保育士Aを複数の保育士で保育をする3歳未満児クラスにおいて保育を行わせていたが、そうした対応を一部の職員にしか共有していなかった。このため、当日の昼休憩時間帯における職員配置を作成した職員は保育士Aの申し出のとおり5歳児クラスに配置した。
- ・園長は、園内職員の一日のシフトを常日頃から確認することになっているが、当日は昼休憩時間帯における職員配置を確認していなかったため、当該時間帯での他職員に対する適切な指示が行われず、結果として他職員からの保育士Aへのフォローができていなかった。

7 これまでの本市の対応状況

- | | |
|----------|--|
| 1月18日(火) | 当該園の園長から虐待事案の報告を受理 |
| 19日(水) | 園長への発生状況確認、情報収集 |
| 25日(火) | 園長、職員、保護者B、Cからの聞き取り |
| 26日(水) | 保育士A、職員、保護者Dからの聞き取り |
| 28日(金) | マスコミ公表 |
| 29日(土) | 保育士A及び園児B、C、Dの証言の相違について、引き続き聞き取りなどの調査、確認 |
| 12月1日(月) | 保護者説明会の開催 |
| 6日(土) | 保育士A及び園児B、C、Dの証言の相違について、引き続き聞き取りなどの調査、確認 |
| 8日(月) | 当該園への臨床心理士派遣 |
| 9日(火) | 保育士Aからの聞き取り、5歳児クラスの他園児からの聞き取り |
| 12日(金) | 保育士Aからの聞き取り |
| 13日(土) | 当該園への臨床心理士派遣 |
| 16日(火) | 保育士Aからの聞き取り |
| 19日(金) | 新たな虐待行為を確認したことについてマスコミ公表 |
| 24日(水) | 当該園に対し、園児虐待に係る業務改善計画の提出を求める
現在、当該園と幼保企画課において作成中 |

8 再発防止に向けた今後の取組

(1) 園の取組

- ・園長、主任保育士による定期的なミーティングを行い、職員個々の状況をはじめとした園における問題点等について課題を明確にし、職員への情報共有を行う。
- ・職員会議や日常のコミュニケーションを通じて、職員がその長所や短所を相互に認め合い、互いにフォローし合える組織体制づくりを構築する。
- ・こどもの発達や行動の意味への理解を深め、専門性を持って関わられるよう、園長や主任保育士が経験年数の少ない職員への指導や助言、育成を行うとともに、実践を通して互いに学び合える機会をつくる。
- ・園長は昼休憩時間帯における配置状況を確認し、必要に応じて応援等の指示を行うとともに、マグネットボードを活用して昼休憩時間帯における職員配置を見える化することで他職員の速やかに応援する意識を高める（実施済み）。

(2) 市の取組

- ・公立保育園の園長を対象に虐待や不適切保育に関する研修を実施し、虐待に該当する行為や虐待が起こるリスク等について改めて認識の共有を図る。園長は職員会議を通じて職員に研修の内容を周知し、職員全員で我がこととして捉えた上で自園の保育を振り返り、改善につなげる。
- ・こどもの人権や人格の尊重に関することなど、保育園等で勤務する上での基礎的な事項に係る研修について、市内の保育に関わる全ての職員が動画等でいつでも受講できる体制を整える。
- ・不適切保育を把握した場合には、当該保育施設に対し、広島市乳幼児教育保育アドバイザーを派遣するなど、業務改善に向けて継続的なフォローを行う。